

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和43年4月17日にA市役所で国民年金の任意加入の手続を行った際、婚姻前に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを申し出たところ、A市役所の担当者から「年金を受け取る時には合算されるから大丈夫ですよ。」との説明を受けた。

ところが、平成10年ごろ、B社会保険事務所で年金受給のための手続を行った際、B社会保険事務所の職員から「申立期間の年金記録は存在しない。」と言われ、19年と20年にも、再度、調査してもらおうようお願いしたが、結果は同じであった。

その後、申立期間当時の国民年金手帳と領収書が見付かり、それをB社会保険事務所に提出し、再調査をお願いしたが、「昭和45年8月3日付けで保険料還付済みです。」との回答書が送られてきて、驚いた。

私は、昭和43年4月に国民年金に任意加入して以降、還付されたとする45年8月の時点においても、国民年金保険料を納付しており、国民年金保険料を納付している最中に申立期間に係る国民年金保険料の還付請求手続をするはずもなく、また、還付金を受け取ったという記憶も無い。

一連の社会保険事務所の対応からも、「保険料還付済み」との回答は到底信じられない。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和36年4月に発行された国民年金手帳の「昭和36年度国民年金印紙検認記録」並びに同年7月から同年10月までの期間及び同年11月から37年3月までの期間に係る国民年金保険料の領収証書により、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁が保管している申立人が昭和43年4月17日に任意加入した際に払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳によると、申立期間に係る国民年金保険料が還付された記録となっている上、申立人が所持している国民年金前（過誤）納保険料還付決定及び支払通知書において、社会保険事務所が45年9月8日に申立人の申立期間に係る国民年金保険料を還付しようとしたことは認められるが、申立人が主張するとおり、申立人は、43年4月から61年3月までの期間において、国民年金の任意加入被保険者として国民年金保険料を納付しており、その最中に、申立期間に係る国民年金保険料の還付金を受け取るのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金の強制加入対象者であり、申立期間の国民年金保険料が還付されたとする社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 538 (事案 28 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料を第 2 回目の特例納付で納付したものだと思い、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 2 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。納付した場所やどのように納付していたかなどは十数年も前のことでよく覚えていないが、申立期間に係る国民年金保険料も含めて国民年金に加入している期間については、すべて国民年金保険料を納付していたはずであるので、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、第 2 回目の特例納付により納付したとの申立人の主張により、申立期間直前の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を第 2 回目の特例納付により納付したことが確認できる 50 年 12 月の時点において、申立期間は、特例納付及び過年度納付のいずれにおいても国民年金保険料を納付することができない期間であることから、特例納付により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不合理であり、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人は、「前回、第 2 回目の特例納

付により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする主張は自分の誤りであったかもしれないが、申立期間を含めて国民年金に加入していた期間はすべて保険料を納付していたはずである。」と主張を変更しており、この主張を前提とすれば、i) 社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月31日に夫婦連番で一つ目の記号番号が、50年12月ごろに二つ目の記号番号が払い出され、58年4月1日に一つ目の記号番号が二つ目の記号番号に重複整理統合されるまでは、一つ目の記号番号で国民年金保険料を納付することが可能であったと考えられること、ii) 社会保険庁の特殊台帳(二つ目の記号番号に係るもの)によると、二つ目の記号番号では過年度納付でしか納付することができなかった申立期間直後の48年10月から49年3月までの国民年金保険料が、現年度納付を意味する(納)と表示されていることから、当該期間に係る国民年金保険料は一つ目の記号番号により現年度納付されたものと考えられ、申立期間が未納とされていることは不自然であること、iii) 申立期間は6か月と比較的短期間であることなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和40年12月1日から44年11月8日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年12月1日に、資格喪失日に係る記録を44年11月8日に訂正するとともに、B社における資格取得日に係る記録を45年3月1日に、資格喪失日に係る記録を48年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、40年12月から42年9月までは3万9,000円、同年10月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年9月までは4万5,000円、同年10月は5万2,000円、45年3月から同年9月までは6万円、同年10月から46年9月までは6万4,000円、同年10月から47年9月までは6万8,000円、同年10月から48年5月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年12月1日から45年3月1日まで
②昭和45年3月1日から48年6月1日まで

私は、申立期間①においては、A社に、申立期間②においては、B社に運転手として勤務していた。申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、いずれの期間についても加入していた事実が無いとの回答があった。当時の給与明細書等は保管していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、申立期間のうち、昭和40年12月1日から44年11月8日までの期間において、A社に運転手として勤務していたことは、当時の複数の同僚の証言及び同社の当時の役員の子（当該事業所を解散した後に設立されたB社の現在の事業主の配偶者）の証言から推認できる。

また、申立期間①において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の運転手が申立人を記憶しており、そのうちの一人は、「申立人の助手として、申立人が運転するトラックに同乗して勤務していたことがある。」と証言しており、当該事業所の当時の役員の子は、「申立人は、県外の工事現場等に出張し、その工事現場等において長期間（数か月間）勤務する機会が多かったと思う。」と証言している上、申立人と同じ勤務形態で当該事業所に勤務していた複数の同僚には、申立期間①のうち昭和44年11月8日以前の期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和44年11月8日より後の期間については、経緯は不明であるが、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者71人のうち、運転手として勤務していた者1人を含む6人（そのうち3人は役員）を除き、いずれも同日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人が当該期間に在籍していたことを確認できない上、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年12月1日から44年11月8日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の運転手の記録から、昭和40年12月から42年9月までは3万9,000円、同年10月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年9月までは4万5,000円、同年10月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪している上、社会保険庁のオンライン記録で確認できる当時の役員は既に死亡しているが、申立期間①のうち当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭

和 40 年 12 月から 44 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

申立期間②について、申立人が、B 社に運転手として勤務していたことは、申立人が提出した当該事業所の現在の事業主による在職証明書及び当時の複数の同僚の証言から推認できる。

また、当該事業所の役員（申立期間①に係る A 社の役員の子）は、「申立人は、常勤で運転手として勤務しており、常勤職員は厚生年金保険に加入させていたはずである。」と証言しており、当該事業所の元経理担当者は、「申立人は、運転手として、毎日朝から夜まで勤務していた。」と証言している上、申立人の在籍を証言している複数の同僚の運転手は、いずれも申立期間②において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の運転手の記録から、昭和 45 年 3 月から同年 9 月までは 6 万円、同年 10 月から 46 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 47 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 5 月までは 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び当時の経理担当者は納付したか否かについては不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 3 月から 48 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業部（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月5日から45年1月1日まで

私は、昭和44年11月4日にD社を退職し、翌日の同年11月5日にA社B事業部（以下「A社」という。）に入社したが、社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、45年1月1日となっている。

昭和44年11月分から45年1月分までの給与明細書を保管しており、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和44年11月分から45年1月分までの給与明細書及び申立人と同時期にD社からA社に転職した複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び
周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年5月から14年3月まで

私は、平成12年2月ごろ、A町役場に年金受給の相談に行ったところ、役場の担当者から、「年金を受給するために必要な納付期間が2年間不足しているため、このままでは年金がもらえない。」と言われ、60歳になった同年2月に任意加入し、申立期間を含む不足分の国民年金保険料を同役場で納付していた。申立期間に係る保険料は、2か月に一度、A町役場に行った時、納付書を役場の担当者に手書きで作成してもらい、役場の出納窓口で納付していた。

申立期間は確かに納付しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が主張するとおり、申立人が60歳に到達した直後の平成12年2月29日に国民年金に任意加入したことは確認できるものの、申立期間直前の任意加入期間（平成12年2月から同年4月までの期間）を含む11年4月から12年4月までの国民年金保険料の納付日を見ると、11年11月から12年1月までの分及び同年3月分の合計4か月分の国民年金保険料が申立期間中に4回に分けて過年度納付されていることが確認でき、申立人が主張する納付方法を裏付けるものが見当たらない上、A町（現在は、B市）が保管している平成13

年度の国民年金納付状況明細書において、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、申立人は、「A町の担当者から、『年金の納付期間が2年間不足しているため、年金がもらえない。』と言われたとして、申立期間の国民年金保険料を任意加入して納付していた。」と主張しているところ、申立人は、平成12年5月から、特別支給の老齢厚生年金を受給していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 55 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成 10 年 2 月から 11 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 10 月から 55 年 11 月まで
②平成 10 年 2 月から 11 年 12 月まで (免除)

申立期間①について、私は、昭和 52 年 9 月に、仕事に事故に遭い、A 市内の病院に 3 か月ほど入院し、退院後、しばらくの間、実家のある B 市から A 市内の病院に通院していた。勤務していた会社は、私が入院中に倒産し、医者からは、仕事をするのを止められていたので、通院中は働くことができず、私の将来を心配した母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたと母親から聞いていた。母親は高齢で昔のことを何も覚えておらず、話を聞くことができないが、申立期間①を納付済期間と認めてほしい。

申立期間②について、私は、平成 10 年 2 月ごろ、アルバイトをしていた会社の社長から国民年金の免除制度について教えてもらったので、C 町 (現在は、D 市) 役場で申立期間②に係る国民年金保険料の免除を申請したはずである。申立期間②を免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料

の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、平成12年2月21日に「未加入期間国年適用勧奨」が作成されていることが確認できることから、その時点において、申立人は国民年金に加入していなかったものと考えられる上、仮に、申立人が当該適用勧奨を受けた時点で国民年金に加入し、国民年金保険料の免除の申請を行ったとしても、制度上、当該期間は国民年金保険料の免除が承認できない期間であり、ほかに当該期間が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時、姉夫婦と同居しており、義兄の経営する会社が昭和36年4月から公共事業を手掛けることになったのを契機に、姉夫婦と私の3人で一緒に国民年金に加入した。その時に、国民年金手帳も受け取った記憶がある。

主に、義兄が、自分たち夫婦分と共に私の国民年金保険料を納付してくれていたが、自分でも何度か、A町(現在は、B市)役場の住民課に国民年金手帳と現金を持参し、国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を主に納付していたとする申立人の義兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を何度か納付したことがあると主張するが、納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人の義兄は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人が主張するとおり、昭和36年4月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の姉夫婦と連番で払い出されていることは確認できるものの、申立期間に係る姉夫婦の国民年金保険料は第1回目の特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人の姉夫婦も、当初、申立期間に係る国民年金保険料は未納であり、申立人の義兄が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみを納付していたとは考えにくく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 15 日から 36 年 1 月 16 日まで
私は、昭和 32 年 3 月に中学校を卒業後、中学校の同級生 5 人と一緒に就職した会社を 33 年 2 月にその同級生 5 人と一緒に退職し、すぐにその同級生 5 人と一緒に A 社に再就職した。

当該事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人は同級生 5 人と一緒に当該事業所に再就職したとして、いるところ、当該 5 人の同級生は、いずれも社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できない。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚及び申立期間において当該事業所に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿の被保険者資格取得日（昭和 36 年 11 月 9 日）はオンライン記録と一致している上、申立期間及びその前後の期間において、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 51 年 5 月まで

私は、A社の当時の部長からの誘いを受け、昭和 48 年 9 月に同社に入社し、51 年 6 月に独立のために退社するまで、各地の作業現場において、トラックやクレーンの運転業務に従事していた。

当時の同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部において、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により確認できる。

しかし、当時の役員、社会保険事務担当者及び同僚等の複数の者が、「申立期間当時、同社の運転手には3種類の雇用形態（本雇い、契約運転手、請負運転手）があった。」と証言しており、このうち当時の役員及び社会保険事務担当者は、「同社では、本雇いにはのみ厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、本雇いではなかった。」と証言している上、申立期間直後に、当該事業所の被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた一人は、「契約運転手及び請負運転手については、組合ができた昭和 52 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入できるようになった。」と証言しているところ、申立人が同僚として挙げた4人のうちの1人及び当時の社会保険事務担当者が申立人と同じ勤務形態であったとしている3人の計4人の当該事業所における被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 52 年 4 月 1 日になっていることから、申立期間当時、必ずしも事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させているわけでは

なかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に係る国民年金保険記号番号が、申立期間中の昭和 50 年 5 月 21 日に当時の妻と連番で払い出されており、50 年 4 月から 55 年 6 月までの期間において、申立人夫婦（当時）に係る国民年金保険料が現年度納付された記録が確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。